

令和 8 年 9 月 11 日
山口県報号外第 48 号
監査公表第 4 号別冊

令和 8 年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

令和 8 年 9 月

山 口 県 監 査 委 員

目 次

I 令和7年度定期監査の結果に対する措置の内容

1	総務部	1
2	健康福祉部	1
3	産業労働部	8
4	観光スポーツ文化部	9
5	農林水産部	9
6	土木建築部	11
7	教育庁	14
8	警察本部	16

II 令和7年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

1	内部統制を有効に機能させるための取組について	18
2	物品等廃棄に係る適正な取扱いについて	19

I 令和7年度定期監査の結果に対する措置の内容

監査の結果	措置の内容																								
1 総務部 (1) 財政課 物品管理システムに借入品の入力をしていないものがあつた。 <table><tr><th>品名・数量</th><th>契約金額</th><th>取得年月日</th></tr><tr><td>予算編成システム用機器一式</td><td>1,040,886 円／月</td><td>令和6年6月1日</td></tr></table> (監査：令和7年8月26日) (2) 岩国県税事務所 令和5年度の資金前渡の精算を令和6年度に行っているものがあつた。 <table><tr><th>内 容</th><th>資金前渡残金</th></tr><tr><td>庁中常用雑費</td><td>10,000 円</td></tr></table> (監査：令和7年10月17日) (3) 消防学校 テキスト代等を二重に支出したため、過渡しとなった金額を戻入しているものがあつた。 <table><tr><th>内 容</th><th>誤払額</th><th>誤払者数</th></tr><tr><td>消防大学校入校に係る経費</td><td>109,000 円</td><td>1 者</td></tr></table> (監査：令和7年12月11日)	品名・数量	契約金額	取得年月日	予算編成システム用機器一式	1,040,886 円／月	令和6年6月1日	内 容	資金前渡残金	庁中常用雑費	10,000 円	内 容	誤払額	誤払者数	消防大学校入校に係る経費	109,000 円	1 者	1 総務部 (1) 財政課 所属職員に対し、研修会資料等により、適正な事務処理の周知徹底を図るとともに、手続きの要否や事務の進捗状況の確認を複数職員で行うことで、再発防止に努めている。 (2) 岩国県税事務所 前渡資金経理簿への記載を徹底するとともに、資金前渡の精算にあたっては、会計伝票を未処理案件として保管し、担当者以外にも未処理であることが確認できるよう整理することにより、再発防止に努めている。 (3) 消防学校 支払処理の確認手順を見直し、適切な対応を徹底するなど、再発防止に努めている。								
品名・数量	契約金額	取得年月日																							
予算編成システム用機器一式	1,040,886 円／月	令和6年6月1日																							
内 容	資金前渡残金																								
庁中常用雑費	10,000 円																								
内 容	誤払額	誤払者数																							
消防大学校入校に係る経費	109,000 円	1 者																							
2 健康福祉部 (1) 厚政課 次のとおり収入未済があつた。 (一般会計) <table><tr><th>歳入の名称</th><th>区 分</th><th>金 額</th><th>未納者数</th></tr><tr><td>生活保護費返還金</td><td>過年度分</td><td>1,559,440 円</td><td>2 者</td></tr><tr><td>介護福祉士修学資金等返納金</td><td>過年度分</td><td>3,229,767 円</td><td>9 者</td></tr></table> (監査：令和7年8月25日)	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	1,559,440 円	2 者	介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	3,229,767 円	9 者	2 健康福祉部 (1) 厚政課 未納者に対し、電話や文書による催告や不納欠損処分を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。 引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。 (一般会計) <table><tr><th>歳入の名称</th><th>区 分</th><th>金 額</th><th>未納者数</th></tr><tr><td>生活保護費返還金</td><td>過年度分</td><td>1,376,278 円</td><td>1 者</td></tr><tr><td>介護福祉士修学資金等返納金</td><td>過年度分</td><td>2,896,100 円</td><td>7 者</td></tr></table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	1,376,278 円	1 者	介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	2,896,100 円	7 者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																						
生活保護費返還金	過年度分	1,559,440 円	2 者																						
介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	3,229,767 円	9 者																						
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																						
生活保護費返還金	過年度分	1,376,278 円	1 者																						
介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	2,896,100 円	7 者																						

(2) 医療政策課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
看護師等修学資金	現年度分	4,026,000 円	18 者
貸付金	過年度分	10,433,500 円	29 者

(監査：令和7年9月12日)

(3) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
高齢者住宅整備資金 貸付金	過年度分	95,580,480 円	51 者

(監査：令和7年10月8日)

(4) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
在宅心身障害児（者） 対策費（負担金）	過年度分	39,296,860 円	268 者
障害者住宅整備資金 （貸付金元利収入）	過年度分	26,153,315 円	21 者
心身障害者扶養共済 事業（雑入）	過年度分	340,000 円	3 者

(監査：令和7年11月28日)

(2) 医療政策課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
看護師等修学資金	現年度分	2,764,000 円	13 者
貸付金	過年度分	9,571,500 円	26 者

(3) 長寿社会課

未納者に対し、個別の滞納理由に沿ったきめ細かな催告を実施したほか、相続人及び連帯保証人への催告も強化し、償還指導に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収納促進に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
高齢者住宅整備資金 貸付金	過年度分	81,467,306 円	46 者

(4) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、文書催告による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
在宅心身障害児（者） 対策費（負担金）	過年度分	38,740,960 円	264 者
障害者住宅整備資金 （貸付金元利収入）	過年度分	26,117,315 円	21 者
心身障害者扶養共済 事業（雑入）	過年度分	340,000 円	3 者

(5) こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	926,740 円	3 者
児童養護施設等措置費（県外受入分）等	現年度分	5,062,272 円	2 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	147,743,780 円	262 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	14,076,292 円	194 者

(監査：令和7年10月16日)

(6) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	19,050,282 円	59 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	183,900 円	6 者
	過年度分	1,429,599 円	31 者

(監査：令和8年1月23日)

(5) こども家庭課

指摘のあった収入未済額については、償還指導等により、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

なお、一般会計にかかる児童養護施設等措置費（県外受入分）等（現年度分）については、全額回収したため収入未済が解消した。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	865,740 円	3 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	144,613,861 円	249 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	13,806,381 円	189 者

(6) 岩国健康福祉センター

未納者に対し、督促等償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、督促・訪問・調査等により償還指導を継続し、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	17,366,607 円	53 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	166,900 円	5 者
	過年度分	1,131,699 円	28 者

(7) 柳井健康福祉センター
次のとおり収入未済があった。
(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,640,754 円	15 者
	過年度分	21,594,477 円	71 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,627,989 円	9 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	233,584 円	2 者

(監査：令和 8 年 1 月 8 日)

(8) 周南健康福祉センター
次のとおり収入未済があった。
(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	50,455,221 円	86 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	840,910 円	11 者

(監査：令和 7 年 12 月 11 日)

(9) 山口健康福祉センター
次のとおり収入未済があった。
(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	12,820,635 円	36 者

(監査：令和 7 年 12 月 11 日)

(7) 柳井健康福祉センター
未納者に対し、電話、文書及び訪問による催告や償還指導を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,588,854 円	15 者
	過年度分	21,312,477 円	61 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,289,913 円	9 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	233,584 円	2 者

(8) 周南健康福祉センター
未納者に対し、電話、文書及び訪問による納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	47,068,108 円	81 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	773,943 円	9 者

(9) 山口健康福祉センター
未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(10) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	26,923,689 円	69 者
母子父子寡婦福祉資金返納金	過年度分	510,000 円	4 者

助成金の交付額を誤っているものがあった。

内 容	未交付額	未交付対象件数
しあわせ運ぶ妊活応援事業	105,798 円	9 件

(監査：令和 7 年 12 月 24 日)

(11) 長門健康福祉センター

物品廃棄契約において、契約書を作成していないものがあった。

品名・数量	契約金額	契約年月日
生物発光法細菌汚染装置 1 台 外 23 件	16,500 円	不明

(監査：令和 7 年 12 月 24 日)

(12) 萩看護学校

収入証紙に消印を押していないものがあった。

内 容	件 数	金 額
入学試験料	32 件	105,600 円

(監査：令和 8 年 1 月 23 日)

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	11,185,962 円	30 者

(10) 宇部健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	24,434,102 円	58 者
母子父子寡婦福祉資金返納金	過年度分	498,000 円	4 者

算出方法に疑義がある場合は所内で協議の上、担当課に確認し、適切に取り組むことを徹底する。

また、高額療養費に該当する場合の事務処理についてチェックリストを作成し、対応の統一を図るとともに、交付額の決定時には根拠資料を添付し、複数人による確認を徹底するよう、審査体制の強化を図った。

(11) 長門健康福祉センター

物品廃棄契約にあたっては、廃棄物の区分及び廃棄の委託等に係る関係法令を担当者及び決裁ラインの職員で確認するよう周知徹底を図った。

(12) 萩看護学校

会計規則に則った適正な事務処理を徹底し、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

(13) 福祉総合相談支援センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	1,019,510 円	15 者
	過年度分	9,881,784 円	45 者
児童心理治療施設運 営費負担金	過年度分	2,392,380 円	14 者
障害児施設等措置費 負担金	過年度分	535,800 円	2 者

(監査：令和 7 年 12 月 24 日)

(14) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	992,610 円	12 者
	過年度分	10,310,874 円	30 者
児童自立支援施設運 営費負担金	過年度分	656,800 円	2 者

(監査：令和 7 年 12 月 19 日)

(13) 福祉総合相談支援センター

未納者に対し積極的な催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	963,710 円	12 者
	過年度分	9,607,784 円	45 者
児童心理治療施設運 営費負担金	過年度分	2,369,880 円	13 者
障害児施設等措置費 負担金	過年度分	535,800 円	2 者

(14) 岩国児童相談所

未納者に対し、文書による催告のほか、電話等による納付勧奨、不納欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	861,250 円	11 者
	過年度分	7,572,784 円	23 者
児童自立支援施設運 営費負担金	過年度分	656,800 円	2 者

(15) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	3,205,570 円	32 者
	過年度分	20,530,800 円	57 者
児童自立支援施設運 営費負担金	過年度分	224,400 円	1 者
児童心理治療施設運 営費負担金	過年度分	2,307,020 円	5 者
障害児施設等措置費 負担金	現年度分	348,660 円	2 者
	過年度分	192,260 円	3 者

(監査：令和 7 年 12 月 11 日)

(16) 宇部児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	1,297,320 円	16 者
	過年度分	5,108,601 円	36 者
児童心理治療施設運 営費負担金	現年度分	856,200 円	4 者
	過年度分	1,135,850 円	6 者

(監査：令和 8 年 1 月 23 日)

(15) 周南児童相談所

未納者に対し、文書による催告のほか、電話や訪問による納付勧奨、不納欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、組織的な未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	3,116,570 円	29 者
	過年度分	17,920,610 円	55 者
児童自立支援施設運 営費負担金	過年度分	224,400 円	1 者
児童心理治療施設運 営費負担金	過年度分	2,274,820 円	5 者
障害児施設等措置費 負担金	現年度分	348,660 円	2 者
	過年度分	192,260 円	3 者

(16) 宇部児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告のほか、面談による納付勧奨を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置 費負担金	現年度分	1,187,620 円	14 者
	過年度分	4,856,501 円	36 者
児童心理治療施設運 営費負担金	現年度分	856,200 円	4 者
	過年度分	975,850 円	6 者

(17) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置	現年度分	1,245,270 円	12 者
費負担金	過年度分	5,515,090 円	18 者
障害児施設等措置費	過年度分	1,739,000 円	1 者
負担金			

(監査：令和7年12月11日)

(18) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置	現年度分	810,900 円	6 者
費負担金	過年度分	1,503,710 円	9 者

(監査：令和8年1月23日)

(17) 下関児童相談所

未納者に対し、文書による催告のほか、電話や面談による納付勧奨、不納欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置	現年度分	1,219,970 円	12 者
費負担金	過年度分	3,594,602 円	15 者
障害児施設等措置費	過年度分	1,739,000 円	1 者
負担金			

(18) 萩児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告のほか、面談による納付勧奨、不納欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置	現年度分	810,900 円	6 者
費負担金	過年度分	1,194,800 円	8 者

3 産業労働部

(1) 経営金融課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業振興育成費 (中小企業従業員住宅家賃)	過年度分	15,321,672 円	1 者

3 産業労働部

(1) 経営金融課

○中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)

抵当権に基づく回収等について検討しているところであるが、令和7年度においては回収実績がなかった。

引き続き、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)				○中小企業設備近代化資金貸付金			
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	分納による回収や連帯保証人への請求により未収金の回収に努めた結果、令和7年度末の未収金は次のとおりとなった。			
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	61,547,884 円	24 者	引き続き、未収金の圧縮に努めていく。			
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	4,148,257,323 円	6 者	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業高度化資金違約金等	過年度分	80,013,031 円	2 者	中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	48,927,598 円	18 者
(監査：令和7年9月10日)				○中小企業高度化資金貸付金			
				連帯保証人への請求等により未収金の回収に努めた結果、令和7年度末の未収金は次のとおりとなった。			
				引き続き、未収金の圧縮に努めていく。			
				歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
				中小企業高度化資金貸付金	過年度分	4,121,777,323 円	6 者
				中小企業高度化資金違約金等	過年度分	76,963,031 円	2 者
4 観光スポーツ文化部				4 観光スポーツ文化部			
(1) 萩美術館・浦上記念館				(1) 萩美術館・浦上記念館			
次のとおり収入未済があった。				未納者に対し、訪問や電話等による督促を行ったものの、令和7年度において回収実績がなかった。			
(一般会計)				引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいく。			
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数				
行政財産使用料	過年度分	485,125 円	1 者				
(監査：令和8年1月14日)							
5 農林水産部				5 農林水産部			
(1) ぶちうまやまぐち推進課				(1) ぶちうまやまぐち推進課			
次のとおり収入未済があった。				未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。			
				引き続き、関係機関等と連携して収入未済の早期解消に向けて取り組んでいく。			

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	11,511,000 円	4 者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	3,697,000 円	3 者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	15,491,000 円	3 者

(監査：令和 7 年 9 月 12 日)

(2) 農村整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425 円	1 者

(監査：令和 7 年 10 月 9 日)

(3) 水産振興課

収入証紙に消印を押していないものがあった。

内 容	件 数	金 額
漁業許可申請	69 件	200,100 円

(監査：令和 7 年 10 月 16 日)

(4) 柳井農林水産事務所

業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

業務名	金 額
産業廃棄物処分委託業務（大島分室）	11,000 円
産業廃棄物処分委託業務	49,500 円

(監査：令和 8 年 1 月 23 日)

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	11,136,000 円	3 者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	3,502,000 円	3 者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	14,126,000 円	3 者

(2) 農村整備課

未納者の所在の把握に努めたものの、令和 7 年度において回収実績はなかった。

引き続き、関係各課と連携し、未収金の圧縮に努めていく。

(3) 水産振興課

今後は、消印の押印を確実に行うとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。

(4) 柳井農林水産事務所

担当者及び決裁ライン上の職員において改めてマニュアル等を確認し、適正な事務処理について共有することで、組織的なチェック体制の強化を図った。

(5) 山口農林水産事務所 業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。 <table><tr><th>業務名</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">産業廃棄物収集・運搬及び処分業務</td><td>44,330 円</td></tr><tr><td>44,330 円</td></tr></table> (監査：令和8年1月23日) (6) 農林総合技術センター 修理代の支払において、相手方を誤って支出したため、戻入しているものがあった。 <table><tr><th>内 容</th><th>金 額</th></tr><tr><td>車検整備一式</td><td>106,010 円</td></tr></table> クラウド使用料の支払において、役務費で支出すべきところを、使用料及び賃借料で支出しているものがあった。 <table><tr><th>内 容</th><th>金 額</th></tr><tr><td>和牛肉肉質超音波画像分析装置クラウド使用料</td><td>435,600 円／年</td></tr></table> 業務委託契約において、単独随意契約によることとした理由が不適当なものがあった。 <table><tr><th>業務名</th><th>契約金額</th><th>予定価格</th><th>契約年月日</th></tr><tr><td>農林総合技術センター体育館バスケットゴール撤去業務</td><td>363,000 円</td><td>363,000 円</td><td>令和7年3月10日</td></tr></table> (監査：令和8年1月23日)	業務名	金 額	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	44,330 円	44,330 円	内 容	金 額	車検整備一式	106,010 円	内 容	金 額	和牛肉肉質超音波画像分析装置クラウド使用料	435,600 円／年	業務名	契約金額	予定価格	契約年月日	農林総合技術センター体育館バスケットゴール撤去業務	363,000 円	363,000 円	令和7年3月10日	(5) 山口農林水産事務所 令和7年度の産業廃棄物収集・運搬及び処分業務に係る経費については、委託料で支出をした。 引き続き、内容に応じた支出科目で支出するように徹底し、再発防止に努める。 (6) 農林総合技術センター 今後は、複数職員による支出内容の確認を徹底し、再発防止に努める。 今後は、内容に応じた適切な支出科目で支出するように徹底するとともに、疑義がある場合は担当課に確認を行い、再発防止に努める。 緊急の必要による単独随意契約については、真に競争入札等に付する暇がないものであるか、他の対応方法を含めた検討を行った上、理由が適当であるか確認し、再発防止に努める。
業務名	金 額																					
産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	44,330 円																					
	44,330 円																					
内 容	金 額																					
車検整備一式	106,010 円																					
内 容	金 額																					
和牛肉肉質超音波画像分析装置クラウド使用料	435,600 円／年																					
業務名	契約金額	予定価格	契約年月日																			
農林総合技術センター体育館バスケットゴール撤去業務	363,000 円	363,000 円	令和7年3月10日																			
6 土木建築部 (1) 道路整備課 次のとおり収入未済があった。 (一般会計) <table><tr><th>歳入の名称</th><th>区 分</th><th>金 額</th><th>未納者数</th></tr><tr><td>橋等名板損害賠償金</td><td>過年度分</td><td>6,980,188 円</td><td>1 者</td></tr></table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	橋等名板損害賠償金	過年度分	6,980,188 円	1 者	6 土木建築部 (1) 道路整備課 未納者の所在の把握に努めたものの、令和7年度において回収実績はなかった。 引き続き、関係各課と連携し、未収金の圧縮に努めていく。													
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																			
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,980,188 円	1 者																			

物品廃棄契約において、契約書を作成していないものがあった。

品名・数量	契約金額	契約年月日
裁断機 1台 モノクロレーザープリンタ 1台	10,450 円	不明

(監査：令和7年11月28日)

(2) 道路建設課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729 円	1 者

(監査：令和7年10月24日)

(3) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	226,172,554 円	860 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,671,006 円	577 者
県営住宅店舗敷地賃 付料	現年度分	1,616,792 円	2 者
	過年度分	4,850,795 円	2 者
県営住宅火災損害賠償 金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(監査：令和7年8月21日)

(4) 防府土木建築事務所

工事請負費を二重に支出したため、過渡しとなった金額を戻入しているものがあった。

内 容	誤払額	誤払者数
令和6年度山口きらら博記念公園 都市公園整備工事第9工区に係る 前払金	5,500,000 円	1 者

(監査：令和7年12月25日)

産業廃棄物の廃棄においては、関係法令等に基づき、適正な事務処理を徹底するとともに、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

(2) 道路建設課

未納者の所在の把握に努めたものの、令和7年度において回収実績はなかった。

引き続き、関係各課と連携し、未収金の圧縮に努めていく。

(3) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなった。

今後は、より一層の未収金対策に取り組む。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	223,018,546 円	839 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,617,960 円	566 者
県営住宅店舗敷地賃 付料	現年度分	1,616,792 円	2 者
	過年度分	4,850,795 円	2 者
県営住宅火災損害賠償 金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(4) 防府土木建築事務所

工事台帳における支払履歴を担当職員が十分確認した上で支出命令を起票することに加え、支出命令決議の際、支出票に記載されている既支払額（前金払額・部分払額）や支出未済額に十分留意する等、再度、担当職員及び決議に携わる関係職員で事務処理の手順等を確認し、再発防止に努めている。

(5) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
工事請負契約違約金	過年度分	618,674 円	2 者

(監査：令和 7 年 11 月 28 日)

(6) 下関土木建築事務所

業務委託に当たり、執行伺により決裁を行っていないものがあった。

業務名	金 額 (単価)
道路除雪業務委託 第 30 工区～第 38 工区	46,000 円／時間 外

(監査：令和 8 年 1 月 23 日)

(7) 周南港湾管理事務所

業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

業務名	金 額
産業廃棄物収集運搬及び処分業務	49,500 円

物品代の支払において、備品購入費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあった。

品名・数量	金 額
デジタルカメラ 1 台	36,300 円

(監査：令和 8 年 1 月 23 日)

(8) 宇部港湾管理事務所

次のとおり収入未済があった。

(港湾整備事業特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
保管施設	過年度分	2,780,007 円	1 者
特殊使用料	過年度分	1,466,640 円	1 者

(5) 宇部土木建築事務所

未納者について、不納欠損の処分を行った結果、令和 7 年度末において収入未済が解消した。

(6) 下関土木建築事務所

道路除雪業務委託については、執行伺により起案・決裁を行い、適正な事務処理の徹底及び再発防止に努める。

(7) 周南港湾管理事務所

産業廃棄物収集運搬・処分に係る手続きや物品購入事務手続きについて所内で共有を図るとともに、決裁時の複数人によるチェックをこれまで以上に徹底し、再発防止に努める。

(8) 宇部港湾管理事務所

収入未済については、未納者に対し督促状の発送・臨戸・電話連絡等による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 7 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済縮減に取り組んでいる。

(港湾整備事業特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
保管施設	過年度分	2,752,377 円	1 者
特殊使用料	過年度分	1,466,640 円	1 者

土木工事代の支払において、会計年度を誤っているものがあった。

工事名	支払年月日	会計年度	金 額
令和 5 年度宇部港海岸メンテナンス（真締川）工事 第 1 工区	令和 6 年 2 月 16 日	令和 6 年度	4,500,000 円

(監査：令和 7 年 12 月 24 日)

7 教育庁

(1) 教育政策課

物品管理システムに借入品の入力をしていないものがあった。

品名・数量	契約金額	取得年月日
県立学校校務支援システム一式	64,430,520 円／年	令和 6 年 3 月 31 日
分身ロボット「OriHime」1 台	594,000 円／年	令和 6 年 4 月 1 日

(監査：令和 7 年 8 月 22 日)

(2) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	773,960 円	8 者
	過年度分	241,841,530 円	335 者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000 円	13 者

(監査：令和 7 年 10 月 16 日)

再度、担当職員及び関係職員で事務処理の手順及び確認事項等を確認し、再発防止に努めている。

7 教育庁

(1) 教育政策課

物品会計事務に係る研修やマニュアルの活用等により、業務遂行のための知識・能力の向上を図るとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。

(2) 人権教育課

未納者に対し、督促状等を送付するほか、長期にわたって納入又は連絡がない債務者に対して、債務の承認等に係る調査を実施した。

その結果、令和 7 年度末において、指摘のあった収入未済額は次のとおりとなった。

引き続き、市町と連携して未収金の縮減に取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	743,110 円	7 者
	過年度分	230,810,850 円	322 者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000 円	13 者

(3) 山口農業高等学校

物品管理システムに備品の入力をしていないものがあった。

品名・数量	契約金額	取得年月日
バルククーラー 1台	1,859,000 円	令和7年2月14日

(監査：令和7年8月6日)

(4) 厚狭高等学校

住居手当の支給をしていなかったため、令和6年度に追給していたものがあった。

内 容	追給額	追給対象者数
住居手当の認定を受けていた職員が令和4年度から令和5年度まで引き続き臨時的任用職員として任用されたが、人事給与システムへの入力を漏らしていたもの	628,800 円	1 者

(監査：令和8年1月13日)

(5) 萩高等学校

収入証紙に消印を押していないものがあった。

内 容	件 数	金 額
高等学校学力検査	151 件	332,000 円

(監査：令和8年1月14日)

(6) 下関南総合支援学校

直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあった。

歳入の名称	収納年月日	払込年月日	金額
実習産物販売売上金	令和6年 9月28日	令和6年 9月30日	20,000 円
			57,550 円

(監査：令和7年6月11日)

(3) 山口農業高等学校

物品規則におけるマニュアルの活用等により、業務遂行やチェックのための知識・能力の向上に努めるとともに、複数の職員による確認を必ず行い内部牽制体制を機能させている。

(4) 厚狭高等学校

年度当初に臨時的任用職員・会計年度任用職員の手当認定状況を複数の職員で確認するとともに、人事給与システムの入力状況・認定簿・給与支給明細書を読み合わせにより照合し、チェック体制を強化することで再発防止に努めている。

(5) 萩高等学校

収入証紙に係る適正な事務処理について、事務室全体で共有するとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。

(6) 下関南総合支援学校

現金の直接収納・払込及び現金出納簿への記載について、改めて会計規則やマニュアルの確認を行った。今後は担当者だけでなく複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

(7) 岩国総合支援学校

住居手当の支給をしていなかったため、令和7年度に追給していたものがあつた。

内 容	追給額	追給対象者数
住居手当の認定を受けていた職員が令和6年度も引き続き臨時的任用職員として任用されたが、人事給与システムへの入力を漏らしていたもの	312,000 円	1 者

直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあつた。

歳入の名称	収納年月日	払込年月日	金額
実習産物販売売上金	令和6年 11月16日	令和6年 11月18日	175,080 円

(監査：令和8年1月23日)

(8) 防府総合支援学校

物品管理システムに備品の入力をしていないものがあつた。

品名・数量	契約金額	取得年月日
液晶テレビ 2 台	391,600 円	令和7年3月24日

(監査：令和7年5月28日)

(7) 岩国総合支援学校

4月の例月給与における人事給与システムへの入力状況の確認および給与支給明細書の手当支給額と認定簿の手当額の突合を徹底する。

現金の収納および払込みの際には、複数職員による現金出納簿の記載内容の確認を徹底し、再発防止に努める。

(8) 防府総合支援学校

マニュアル等に基づき、適正な事務処理を徹底するとともに、複数の職員で処理状況のチェックを行い、再発防止に努める。

8 警察本部

(1) 会計課

次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
放置違反金	過年度分	3,359,000 円	220 者
放置違反金延滞金	過年度分	676,000 円	108 者

(監査：令和7年9月1日)

8 警察本部

(1) 会計課

未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、令和7年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、電話、訪問等による積極的な早期収納に取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
放置違反金	過年度分	2,702,000 円	171 者
放置違反金延滞金	過年度分	471,000 円	60 者

(2) 長府警察署

行政財産使用許可の手続きを行っていないものがあった。

なお、不当利得返還として10年分の使用料を収納済みである。

種別	使用目的	使用開始時期
土地	電気通信設備設置（電柱）	不明

（監査：令和7年10月9日）

(2) 長府警察署

行政財産使用許可の手続きにあたっては、申請内容の確認を徹底するとともに、新規申請・更新申請を問わず、確実に現地の状態を目視確認した上で許可を行うことにより、再発防止に努める。

Ⅱ 令和7年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

意 見	措置の内容
1 内部統制を有効に機能させるための取組について 良好な事務執行がなされている機関が増加した一方で、内部統制上の機能発揮に不安を感じるなど、業務レベルのリスクの発生が一時的に懸念される機関も増加しているなど、内部統制及び業務管理の成熟度に応じた評価の二極化が進んでいる傾向が見受けられた。なかには、発生した事案が業務レベルのリスクに掲げられていることを認識しておらず、事案の報告が行われていない機関が見受けられるなど、限定的ではあるが、制度に対する意識の低下や内部統制制度の形骸化が懸念される。内部統制を有効に機能させ、実効性の維持・向上を図るためにも、各機関自らが内部統制ランクを活用し、セルフチェックを行うなど、内部統制に対する意識向上に向けた取組を検討されたい。 また、一部の執行機関においては、実務上発生頻度の高い不適切な事案（支払遅延、支出額の誤りなど）がリスクとして識別されておらず、定めたリスク内容や対応策についても、重複している項目が散見された。内部統制のねらいは、組織目標の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務のより適正な執行を確保することにあることから、リスクを適切に識別し、実効性のある対応策を定めて取り組まれない。 なお、近年、私費会計における不適切な事案の発生が全国的に多く見られたことから、令和7年度の定期監査では、実地監査を実施した県立学校に対し、私費会計の把握に取り組むよう助言を行ったところである。私費会計の中には、クラス費や部活動費などのように限定的な範囲で取り扱われる会計もあるため、学校現場における実態を把握し、内部統制の実効性を高める運用に取り組まれない。	1 内部統制を有効に機能させるための取組について 毎年度、実際に生じた不適切事案やその原因、再発防止策等について全庁に周知するとともに、毎年12月に開催している「コンプライアンスの日」における各所属での所属内研修において、会計年度任用職員等を含む全職員を対象として内部統制制度に関する研修を実施しているところである。 引き続きこれらの周知・研修を着実に実施するとともに、各所属で内部統制ランクの自己評価に取り組むことを踏まえた所属内研修の充実などを通じ、内部統制に対するより一層の意識向上と実効性の確保に努めていく。（人事課） 令和8年6月18日付けで「山口県教育委員会の内部統制に関する方針」の改正に併せてリスク項目及び対応策の全面的な見直しを行った。 引き続き、各所属の業務動向等に応じて対策を講じるべきリスクやその対応策等の整理を行い、実効性のある内部統制の運用に努める。（教育政策課） 令和8年4月14日付けで「山口県立学校徴収金等取扱要綱」を制定し、すべての私費会計の管理・処理を厳格化した。 主な内容は以下のとおり。 ・学校独自のマニュアルではなく県教委が統一的な要綱を制定 ・校長が管理責任者としてすべての会計における役割分担を明確に指定 ・保護者への決算報告を義務化 なお、私費会計については、毎年20校程度を

	抽出し、事務考査を通じて学校現場の実態把握に努めるなど、内部統制の実効性を高める取組を進めていく。(学校運営・施設整備室)
2 物品等廃棄に係る適正な取扱いについて 物品等の廃棄において、産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託にあたり書面契約がされていなかった事例や支出科目を誤っている事例が散見された。産業廃棄物の処理は、排出する側（排出事業者）が自らの責任で行う義務があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく取扱い（外部委託における書面契約、マニフェストの交付・保管等）が必要であるが、一般廃棄物と誤認したことによる誤りが多く見られたことから、適正な契約や支出が行われるよう、契約事務に関する指導を強化されたい。	2 物品等廃棄に係る適正な取扱いについて 産業廃棄物の処分に係る業務委託については、過去に不適正な事務処理にかかる指摘が続いたことから、通知を発出し、契約事務における注意喚起を全庁的に行っている。 また、マニュアルにおいて適正な支出科目による執行を促すとともに、研修会や出先機関を対象に実施する会計検査において、契約書の作成や適切な支出について、適宜、周知徹底を図っている。 このたびの監査結果では、産業廃棄物と一般廃棄物の区分の誤りにより事務処理を行ったことが原因とされていること、また、業務委託にあたり支出科目を誤っている事例が散見されていることから、令和8年3月に通知を発出し、廃棄物の区分について疑義がある場合には、市町や環境保健所等に確認し、適切な廃棄物の処分に努めるとともに、廃棄物の処理に係る委託の支出科目の区分についても、改めて確認し留意するよう周知徹底を図った。(会計課)